

報告第16号，第17号

令和2年8月26日

健全化判断比率の報告について

資金不足比率の報告について

鈴 鹿 市

報 告 目 次

報告第 16 号	健全化判断比率の報告について	1
報告第 17 号	資金不足比率の報告について	2

健全化判断比率の報告について

健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 2 年 8 月 26 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	2.0	—
（ 11.51 ）	（ 16.51 ）	（ 25.0 ）	（ 350.0 ）

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載
- 2 鈴鹿市の早期健全化基準を括弧内に記載

（財政健全化審査意見書 別冊）

報告第 17 号

資金不足比率の報告について

資金不足比率について，地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により，監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和 2 年 8 月 26 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

特別会計の名称	資金不足比率(%)	備 考
鈴鹿市水道事業会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号。以下「令」という。）第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定
鈴鹿市下水道事業会計（公共下水道事業）	—	令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定
鈴鹿市下水道事業会計（農業集落排水事業）	—	令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定

備考 資金不足額がない場合は，「—」を記載

（経営健全化審査意見書 別冊）